令和 8 年 2 月

日本学術振興会海外特別研究員－RRA

RRA： Restart Research Abroad

令和 9（2027）年度採用分募集要項

1. 趣旨

独立行政法人日本学術振興会（Japan Society for the Promotion of Science: JSPS）は、我が国の学術の将来を担う国際的視野に富む有能な研究者を養成・確保するため、学術研究分野における男女共同参画を推進する観点を踏まえ、優れた若手研究者が結婚・出産・育児・看護・介護のライフイベントによる研究中断等の後に、海外の特定の大学等研究機関において長期間研究に専念できるよう支援します。

本募集は、我が国の大学等学術研究機関（「4. 申請資格」(1) ※参照）に所属する研究者、又は当該研究者を志望する者を対象とします。

2. 対象分野

人文学、社会科学及び自然科学の全分野

3. 採用予定数

5 名程度

※この募集は、審査のための準備を早期に進め、令和 9（2027）年度予算成立前に始めるものです。したがって、予算の状況によっては、今後内容に変更があり得ることをあらかじめご承知おきください。

4. 申請資格

(1) 次の要件を全て満たしている者であること。

なお、採用時においてもこの申請要件を全て満たしている必要があります。

身　分	我が国の大学等学術研究機関※に所属する研究者、又は当該研究者を志望する者 ・上記「研究者」は、常勤・非常勤の別や任期の有無を問いません。 ・申請時の所属状況は問いませんが、採用時には、我が国の大学等学術研究機関の承認を得ている研究者を除き、原則として海外特別研究員以外の身分を有することはできません。ただし、海外特別研究員の研究課題の遂行に資するためであることを条件に、受入研究機関の研究施設利用等や本会支給経費以外の資金受給に必要な場合は海外特別研究員以外の身分を持つことが可能ですので、詳細は採用手続時に公開する「日本学術振興会海外特別研究員遵守事項及び諸手続の手引」を確認してください。
研究中断状況	以下のいずれかによる研究中断等の期間が通算 90 日以上ある者（年齢及び性別は問わない。） (1) 申請者本人又は配偶者の出産又は育児 (2) 家族の看護 (3) 家族の介護 (4) 結婚に伴う転居による辞職（辞職時の職が常勤職に限る。）
学　位	令和 9（2027）年 4 月 1 日現在、博士の学位を取得後 10 年未満の者（平成 29（2017）年 4 月 2 日以降に学位を取得した者。令和 9（2027）年 4 月 1 日までに博士の学位を取得することが見込まれる場合（学位取得見込み）も申請で

	きる。
職　歴	令和 9（2027）年 4 月 1 日現在、大学等研究機関※の任期の定めの無い常勤研究職の職歴が過去通算して 5 年未満の者
国　籍	申請時において、日本国籍を持つ者、又は日本に永住を許可されている外国人
その他	日本学術振興会海外特別研究員に採用されたことのある者は申請できません。

※科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第 2 条に規定されている以下の研究機関に限ります。

a）大学及び大学共同利用機関

b）文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの

c）高等専門学校

d）文部科学大臣が指定する機関

(2) 採用時の資格確認

採用内定後の諸手続において、次に記載の必要書類等を指定の期日前までに提出できない場合は、採用されません。

① 学位取得証明書等

・海外の大学等学位授与機関において、学位の取得日が令和9（2027）年4月2日以降となる場合であっても、令和9(2027)年4月1日までに博士の学位を授与することが決定している旨、当該機関が証明した文書を指定の期日までに提出することにより、学位取得証明書の提出は学位取得証明書が交付されるまで猶予されます。

② 日本に永住を許可されていることを証明する書類

・外国人の場合のみ（「4. 申請資格　国籍」参照）提出が必要です。永住許可年月日が申請時以前であることが確認できるもの（在留カードの写し等）を提出してください。

5. 令和 8（2026）年度海外特別研究員 - RRA 採用内定者の申請資格

令和 9（2027）年度採用分については、申請時までに令和 8（2026）年度採用分の辞退届を提出している（渡航開始日前までに辞退手続を完了している。）場合を除き、申請することができません。

6. 採用期間

派遣開始日から 2 年間

＜令和 9（2027）年度採用分＞

派遣開始日：令和 9（2027）年 4 月 1 日～令和 10 年（2028）年 2 月末日。

7. 派遣先機関

海外の優れた大学等研究機関とします。

なお、次に挙げる機関等は派遣先機関として認められません。

・我が国の大学等学術研究機関が海外に設置する研究所等

・営利を目的とした民間研究所等

8. 本会支給経費

・往復航空券（現物支給。エコノミークラス等、本会規程による。）（帯同する配偶者（パートナー）

及び子（18 歳に達する年度の 3 月末日までに日本又は派遣先国を出発する者を対象とする）を含む。）
・滞在費・研究活動費（派遣都市・国によって異なる。年額約 520 万円～800 万円。年額は改定される場合がある。）
・子供手当（帯同する子（18 歳に達する年度の 3 月末日までを対象とする）一人につき滞在費・研究活動費の 10%相当）
※上記を除き、往復航空券以外の交通費や支度料、査証料を含む旅行雑費等の派遣に係る費用は支給しません。

9. 申請手続

海外特別研究員 - RRA の申請は電子申請システムを通じて受け付けます。詳細は、本会ウェブサイト内「電子申請のご案内」から「研究者養成事業」を参照してください。

電子申請のご案内 URL　https://www-shinsei.jsps.go.jp/

申請書の作成に当たっては、必ず「令和 9（2027）年度採用分海外特別研究員 - RRA 申請書作成要領」及び電子申請システムの該当の「操作手引」を熟読してください。

作成要領 URL　https://www.jsps.go.jp/j-ab/ab_sin.html

操作手引 URL　https://www-shinsei.jsps.go.jp/topyousei/download-yo.html

（1）申請手続を行う機関

海外特別研究員 - RRA の申請は、申請時点（申請書受付期間時点）での所属状況により手続が異なります。「機関申請者」と「個人申請者」のいずれに該当するか、以下により各自確認してから適切な手続を行ってください。**※「機関申請者」にあたる者は「個人申請者」として申請できません。**

・科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第 2 条に規定されている研究機関→ 「機関申請者」（「4. 申請資格」（1）※参照）に所属する者
・科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第 2 条に規定されていない研究機関→ 「個人申請者」に所属する者
・海外の研究機関等に所属する者　→ 「個人申請者」
・申請時点においては所属のない者　→ 「個人申請者」

※本会の特別研究員に採用されている者は、海外特別研究員 - RRA 申請時に海外の大学等研究機関において研究活動を行っている場合であっても、必ず日本国内の所属機関を通じて申請手続を行ってください（この場合は、「機関申請者」に該当します。）。

＜機関申請者＞

申請手続は、必ず申請時点の所属機関（以下「申請機関」という。）を通じて行ってください。

＜個人申請者＞

申請手続は各自で行い、申請書は電子申請システムにより直接本会へ提出（送信）してください。

※機関申請者に該当する者が、申請書を電子申請システムにより直接本会へ提出（送信）したものは、受け付けません。機関に所属している可能性があると本会が判断した個人申請者については、当該申請者の資格について本会より確認し、申請を認めないことがあります。

（2）電子申請システムによる手続**（「参考 申請手続の概要」を参照）**

機関申請者の場合は予め申請機関を通じて、個人申請者の場合は各自直接、ＩＤ・パスワードを取得した上で、電子申請システムにより申請書を提出（送信）してください。

詳細は、本会ウェブサイト内「電子申請のご案内」から「研究者養成事業」を参照してください。

電子申請のご案内URL　https://www-shinsei.jsps.go.jp/

(3) 申請書類の作成等

① 申請書

申請書は次の5つから構成されます。**紙媒体の申請書は受理しません。**

（ア）申請書情報（Web入力項目）（申請書：1～3ページ）（使用言語：日本語）

学歴・研究課題名等を記載する部分です。電子申請システム上で直接入力して作成してください。

（イ）申請内容ファイル（申請書：4ページ以降）（使用言語：日本語）

研究計画や海外で研究することの意義等を記載する部分です。本事業ウェブサイト又は電子申請システムから所定の様式を取得し、作成後、電子申請システムに登録してください。申請内容ファイルのPDF化及びアップロードは、以下のURLに示す推奨手順に則って行ってください。

推奨手順URL：https://www.jsps.go.jp/j-ab/ab_sin.html

〔留意事項〕

人権の保護及び法令等の遵守への対応について

研究計画を遂行するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究や安全保障貿易管理を必要とする研究など指針・法令等（国際共同研究を行う国・地域の指針・法令等を含む。）に基づく手続が必要な研究が含まれている場合、講じる対策と措置についても確認しています。例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査、行動調査（個人履歴・映像を含む。）、国内外の文化遺産の調査等、提供を受けた試料の使用、侵襲性を伴う研究、インフォームド・コンセントが必要な研究、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験、機微技術に関わる研究など、研究機関内外の情報委員会や倫理委員会等における承認手続が必要となる調査・研究・実験などが対象となります。

（ウ）評価書（使用言語：日本語又は英語）

申請者の研究を良く理解している研究者1名（評価者）が作成する文書です。申請者は、電子申請システムにより、評価者へ評価書作成依頼を行ってください。評価者は、発行されたＩＤ・パスワードで電子申請システムにログインし、評価書を作成してください。

（エ）受入意思確認書（使用言語：日本語又は英語）

海外での受入研究者の受入に関する意思を確認する文書です。申請者は、電子申請システムにより、受入研究者へ受入意思確認書作成依頼を行ってください。受入研究者は、発行されたＩＤ・パスワードで電子申請システムにログインし、受入意思確認書を作成してください。

（オ）学歴、博士課程、研究・職歴等別紙（使用言語：日本語）

「(ア) 申請書情報」の「⑧学歴」、「⑨博士課程」、「⑩研究・職歴等」欄に全事項を記載できない場合のみ、本様式を本事業ウェブサイトから取得し、作成後、電子申請システムに登録してください。

※上記（イ）及び（オ）の様式は、電子申請システムのＩＤ・パスワード取得前でも本事業ウ

ェブサイトから取得することができます。
URL　https://www.jsps.go.jp/j-ab/rra_sin.html

〔作成に当たっての注意事項〕
・審査委員は、紙媒体の申請書又は電子媒体の申請書のいずれか（又は両方）を用いて審査します。紙媒体で審査される場合はモノクロ（グレースケール）印刷のため、印刷した際、内容が不鮮明とならないよう留意してください。電子媒体で審査される場合は、「研究者養成事業電子申請システム」にアップロードされた PDF をそのまま用います（カラー表示の PDF データをアップロードした場合は、カラー表示のまま審査されます。）。
・生成 AI を利用することは、意図せず著作権の侵害、個人情報や機密情報の漏洩につながるリスクがありますので、このことに留意した上で申請者個人の責任において判断してください。
・「令和 9（2027）年度採用分海外特別研究員及び海外特別研究員 - RRA 申請書作成要領」及び電子申請システムの操作手引に基づいて作成してください。
作成要領 URL　https://www.jsps.go.jp/j-ab/ab_sin.html
操作手引 URL　https://www-shinsei.jsps.go.jp/topyousei/download-yo.html

② 証明書【提出方法：紙媒体又は電子媒体】
申請書に記載した全ての研究中断期間及び理由を証明する書類を提出してください。
以下の表のとおり、（ⅰ）研究中断等の理由となった事実を証明する書類（住民票等）、（ⅱ）申請者と被養育者・被看護者・被介護者との関係を証明する書類、（ⅲ）上記の事実を理由として、通算 90 日以上の研究中断等の期間が発生したことを証明する書類を提出してください。
各証明書類は地方自治体（市区町村）又は研究機関長等が発行する公的文書（公文書）を指します。研究中断等の程度が研究専念不可の場合に、地方自治体（市区町村）又は研究機関長等が発行する公的文書では、（ⅲ）について証明することが難しい場合には、研究科長又は研究科長に相当する者が証明する公印付の書類や雇用主が証明する書類も認めます。ただし、指導教員による文書は「公的書類」には該当しないと判断します。

研究中断等の理由	研究中断等の程度	提出が必要な書類
出産又は育児	産前産後休暇／育児休暇	（ⅰ）（ⅱ）母子手帳の写し又は申請者と子の住民票※戸籍謄本（抄本）でも可 （ⅲ）出産又は育児による休暇期間が明記された書類
	辞職／離職	（ⅰ）（ⅱ）母子手帳の写し又は申請者と子の住民票※戸籍謄本（抄本）でも可 （ⅲ）辞職の年月日又は離職期間が分かる書類
	研究専念不可	（ⅰ）（ⅱ）母子手帳の写し又は申請者と子の住民票※戸籍謄本（抄本）でも可 （ⅲ）研究に専念できていない期間が、出産・育児に専念するための研究中断期間であること及びその期間について、雇用主、所属機関長、研究科長、研究科長に相当する者が証明する書類
家族の看護	年次有給休暇／特別休暇	（ⅰ）医師による診断書 （ⅱ）申請者と被看護者の住民票※又は戸籍謄本（抄本）（両者の関係を示す書類）

		（iii）家族の看護による休暇期間が明記された書類
	辞職／離職	（ｉ）医師による診断書 （ii）申請者と被看護者の住民票※又は戸籍謄本（抄本）（両者の関係を示す書類） （iii）辞職の年月日又は離職期間が分かる書類
	研究専念不可	（ｉ）医師による診断書 （ii）申請者と被看護者の住民票※又は戸籍謄本（抄本）（両者の関係を示す書類） （iii）研究に専念できていない期間が、家族の看護に専念するための研究中断期間であることについて、雇用主、所属機関長、研究科長、研究科長に相当する者が証明する書類
家族の介護	介護休暇	（ｉ）要介護認定通知書 （ii）申請者と被介護者の住民票※又は戸籍謄本（抄本）（両者の関係を示す書類） （iii）家族の介護による休暇期間が明記された書類
	辞職／離職	（ｉ）要介護認定通知書 （ii）申請者と被介護者の住民票※又は戸籍謄本（抄本）（両者の関係を示す書類） （iii）辞職の年月日又は離職期間が分かる書類
	研究専念不可	（ｉ）要介護認定通知書 （ii）申請者と被介護者の住民票※又は戸籍謄本（抄本）（両者の関係を示す書類） （iii）研究に専念できていない期間が、家族の介護に専念するための研究中断期間であることについて、雇用主、所属機関長、研究科長、研究科長に相当する者が証明する書類
結婚に伴う転居による辞職（辞職時の職が常勤職に限る）	辞職／離職	（ｉ）住民票※（転居したことを示す書類） （ii）申請者と配偶者の戸籍謄本（抄本） （iii）辞職の年月日又は離職期間が明記された書類 （iv）辞職時の職が常勤職であることを示す書類（労働条件通知書等）

※住民票等の上記の書類においては、マイナンバーの記載の無いものを提出してください。

平成 28（2016）年 1 月から利用が開始されたマイナンバー制度では、法令により、マイナンバーの利用範囲や提供できる場合が厳しく制限されています。本申請では、マイナンバーを一切利用しませんので、本会がマイナンバーを取り扱うことは法令上できません。このため、マイナンバーが記載された書類は、受理できず再提出をお願いすることとなりますので、ご注意ください。

（4）申請方法

機関申請者については申請機関を通じて本会へ提出（送信）してください。また、個人申請者については本会へ直接提出（送信）してください。

10. 本会の申請受付期限

① 機関申請者

・【申請者】

申請機関が指定する期限までに、電子申請システム上で申請書を機関に提出（送信）してください。併せて、9.申請手続　(3) ②証明書を申請機関に提出してください。

※機関への提出期限は機関ごとに異なるため、必ず提出期限を事前に申請機関へ確認願います。

・【申請機関】

以下の期限までに、電子申請システム上で申請書を承認し、申請書を本会に提出（送信）してください。

提出（送信）期限：令和８（2026）年５月 11 日（月）17：00（日本時間）【厳守】

※上記の期限より後に提出（送信）があっても受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出（送信）してください。

また、9.申請手続　(3) ②証明書を以下の期間内に紙媒体又は電子媒体にて提出してください。

受付期間：令和８（2026）年５月 11 日（月）～15 日（金）17：00（日本時間）【必着】

※電子申請システムでは手続が完了していても、9.申請手続（3）②証明書が期限までに提出されない場合には、申請を受理しません。なお、受付期間開始前に提出されても受理しません。提出物の配達遅延、紛失等については原則考慮しませんので、紙媒体で提出される場合は特定記録郵便等、**申請機関側にて本会への到着が確認可能な提出方法を使用してください。**本会への到着確認問合せには対応しません。

＜証明書類提出先＞

（紙媒体）

〒102-0083　東京都千代田区麹町５－３－１　麹町ビジネスセンター

独立行政法人日本学術振興会　人材育成企画課　海外特別研究員募集担当

（電子媒体）

Email：kaitoku-s@jsps.go.jp

② 個人申請者

以下の期限までに、電子申請システム上で申請書を本会に提出（送信）してください。

提出（送信）期限：令和８（2026）年５月 11 日（月）17：00（日本時間）【厳守】

※上記の期限より後に提出（送信）があっても受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出（送信）してください。

また、9. 申請手続　(3) ②証明書を以下の期間に本会に提出してください。

受付期間：令和８（2026）年５月 11 日（月）～15 日（金）17：00（日本時間）【必着】

※電子申請システムでは手続が完了していても、9.申請手続（3）②証明書が期限までに提出されない場合には、申請を受理しません。提出物の配達遅延、紛失等については原則考慮しませんので、紙媒体で提出される場合は特定記録郵便等、**申請者側にて本会への到着が確認可能な提出方法を使用してください。**本会への到着確認問合せには対応しません。なお、証明書類提出先については、①機関申請者【申請機関】に記載がありますので、そちらをご確認ください。

11. 選考及び結果の開示

(1) 選考

各申請について、申請者が選択した審査区分に基づいて、本会の特別研究員等審査会の審査委員による選考を実施し、採用内定者、補欠者を選定します。

選考の詳細については、本事業ウェブサイト上の「選考方法」及び「選考日程」の項目を参照してください。

選考方法 URL　https://www.jsps.go.jp/j-ab/ab_houhou.html

選考日程 URL　https://www.jsps.go.jp/j-ab/ab_nittei.html

主要な審査方針は、以下のとおりです。

〔審査方針〕

① 海外での研究経験を通じて、学術の将来を担う優れた研究者となることが十分期待できること。

② 申請者が海外の研究機関で研究活動を行うことにより、新たな研究課題に挑戦することを目指す研究計画や、派遣前に行っている研究を大きく発展させることが期待できる研究計画を有するものについて優先させること。

③ 研究計画が具体的であり、申請者と海外における受入研究者との事前交渉等が十分になされていること。海外で研究活動を行うにあたり、相応の語学能力（英語であれば、TOEFL（Internet-based）79点、TOEIC730点、英検準1級のいずれか程度）を有することが望ましい。

(2)　選考結果の開示

①選考結果は、申請者及び申請機関（機関申請の場合のみ）に対し、電子申請システムにより開示します。結果を開示した際には、本事業のウェブサイトにおいてその旨を公表します。

URL　https://www.jsps.go.jp/j-ab/index.html

※選考に関する個別の問合せには応じません。

②令和 8（2026）年 10 月上旬頃までに、採用内定者、補欠者、不採用者を開示します。

③令和 9（2027）年 2 月下旬頃までに、補欠者について、採用内定者及び不採用者を開示する予定です。

④不採用者及びその申請機関（機関申請の場合のみ）には、該当する審査区分における不採用者のうちのおおよその順位についても開示します。また、不採用者には、特別研究員等審査会における各審査項目の評価についても開示します。採用内定者が希望する場合は、各審査項目の評点を開示しますので、「19.本募集に関する連絡先」宛てにメールにて連絡してください。

12. 受入承諾書の提出

採用内定を通知された者は、派遣期間開始日の40日前までに受入研究者の受入承諾書（海外の受入研究者が、受入を正式に承諾している旨の証明書）及び必要書類を提出してください。提出期限までに必要書類を提出しない場合には採用されません。

13. 海外特別研究員 - RRA の義務・遵守事項等

海外特別研究員 - RRA は、次に掲げる事項を遵守してください。

(1) 海外特別研究員 - RRA は、採用期間中、受入研究機関において、申請書に記載の研究課題を遂行しなくてはなりません。このことは、「海外特別研究員の研究課題の遂行」以外の様々な活動を一律に制限するものではありませんが、「海外特別研究員の研究課題の遂行」を自らの主たる活動とし、その遂行に支障が生じることがないよう、採用期間中において自らの活動全体を適切に管理してください。

(2) 派遣開始の1年経過後2か月以内に中間報告書を、派遣終了後3か月以内に最終報告書を提出しなければなりません。
(3) 派遣期間中、大学・大学院等に学生として入学することはできません。
(4) 研究倫理教育教材を履修等し、研究活動における不正行為、不正受給、研究費の不正使用を行ってはいけません。
(5) 海外特別研究員の名誉や信用を損なう行為を行ってはいけません。

上記の義務・遵守事項等の他、次に掲げる事項のいずれかに該当すると本会が判断した場合には、経費の支給を停止し、原則、海外特別研究員 - RRA の採用取り消しや派遣期間の途中での資格の取り消しの措置を行い、支給済の経費の返納要求を行います。なお、採用時に誓約書の提出を求めます。詳細は、採用手続時に公開する「日本学術振興会海外特別研究員遵守事項及び諸手続の手引」に定めます。

(1) 申請書の記載事項に虚偽が発見された場合
(2) 海外特別研究員の資格を有していないことが明らかになった場合
(3) 過去に、研究活動における不正行為、不正受給、研究費の不正使用、海外特別研究員の名誉や信用を損なう行為を行った等、海外特別研究員として採用することが不適切であると本会が判断した場合
(4) 本会に無断で渡航計画及びその他の変更を行った場合
(5) その他「日本学術振興会海外特別研究員遵守事項及び諸手続の手引」に記載されている条件に違反し、本会の指示に従わなかった場合

14. その他

(1) 申請書及び選考について
① 申請内容ファイルは、本会所定の様式を使用してください。
② 本会の申請受付期限後、その記載事項を変更し、又は補充することは認められません。
また、申請書記載事項については、採用後の証明書等に反映されるため、受入研究者の所属、役職等を含め受入研究機関に確認し、正確に記入してください。
③ 申請は 1 人 1 件とします。なお、2 件以上申請した場合、全ての申請が無効となります。
④ 申請書等に虚偽が発見された場合は、採用後でも採用を取り消すことがあります。
⑤ 審査結果は、令和 9（2027）年度採用分にのみ有効です。

(2) 採用内定後の資格の変更について
申請時に我が国の大学等学術研究機関に所属しない者が、採用内定後、又は派遣期間中に我が国の大学等学術研究機関の研究者の職に就き、かつ就職先の研究機関の承認を得られた場合、身分の変更を届け出ることで、引き続き海外特別研究員 - RRA としての派遣が認められます。また、我が国の大学等学術研究機関に所属する者が、採用内定後にその職を辞した場合も、届け出ることが必要です。なお、派遣期間中に、我が国の大学等学術研究機関における研究者以外の職、又は海外の研究機関の職に就いた場合は、別途例外的に認める場合を除き、海外特別研究員 - RRA としての身分を喪失します。これらの変更が生じた場合は、本会に遅滞なく届け出てください。

(3) 渡航に当たっての留意事項

① 本会は、派遣国に滞在するためのビザ等の申請には一切関わりませんので留意してください。既に海外に滞在している者は、ビザの延長や切り替えに十分注意してください。派遣先国及び派遣先機関によって、ビザや滞在許可に係る制度、条件、手続き等は異なりますので、申請者の責任において、派遣先国の大使館等や派遣先機関に確認のうえ、研究計画が遂行できるよう早めに準備・手配してください。

② 海外特別研究員事業のため（ビザや滞在許可に必要な場合を含む）に派遣先機関と本会は協定等の締結及び調整等は行いません。また、本会は、滞在費・研究活動費を旅費として採用者個人名義の銀行口座に振り込むこととし、派遣先機関名義の銀行口座には送金しません。派遣先機関における受入手続については、各自の責において予め確認のうえ申請してください。

③ 本会は、派遣期間中に生じた傷害、疾病等の事故について責任を負いません。

④ 所属機関及び受入研究機関と綿密に連携し、渡航に影響を与える事案が発生していないか確認の上、渡航計画を立ててください。

(4) 関連情報

過去数年の申請状況等を本事業ウェブサイトで公開しています。

URL　https://www.jsps.go.jp/j-ab/index.html

(5) 研究倫理教育教材の履修義務

海外特別研究員－RRA として採用を開始する者には、研究上の不正行為を未然に防止するため、研究倫理教育教材の履修等が義務づけられています。そのため、採用内定後の手続の中で、自ら研究倫理教育教材を履修等し、不正行為を行わないことについて誓約する旨の文書を提出する必要があります。

(6) 安全保障貿易管理について（技術漏えいへの対処）

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

海外特別研究員は、外為法をはじめとする、我が国の法令・指針・通達並びに安全保障貿易管理に関して所属機関が定める規則等の遵守に加え、受入研究機関が所在する国・地域における同様の法令・指針・通達並びに安全保障貿易管理に関して受入研究機関が定める規則等の把握・理解に努めてください。関係法令・指針等への違反が認められた場合には、法令上の処分・罰則に加えて、海外特別研究員の採用取り消しや採用期間の途中での資格の取り消しの措置を行い、支給済の経費の返還要求を行うことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の二つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※2　非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.（3）サ～③に規定する特定類型を指します。

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められています。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

・経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/
・経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf
・一般財団法人安全保障貿易情報センター
https://www.cistec.or.jp/index.html
・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

15. 個人情報の取扱い

申請書類に含まれる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他の個人情報の管理のために必要な措置を講じるものとし、日本学術振興会の業務遂行のみに利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。

EUを含む欧州経済領域（EEA）及び英国に所在の研究者の個人情報については、EU一般データ保護規則第2016/679号（General Data Protection Regulation: GDPR）及び英国の一般データ保護規則に基づき取り扱いますので、EEA及び英国在住者は本会の以下のウェブサイトを確認してから申請してください。

欧州経済領域（EEA）及び英国所在の方へ

https://www.jsps.go.jp/j-privacy_policy_guide/#u20230403112604

また、申請時点で欧州経済領域（EEA）及び英国に所在する機関申請者は、申請機関が GDPR 等の諸規定を遵守することを求められる可能性があります。当該機関における GDPR への対応方針等を確認の上、必要な手続を経た上で本会への申請を行ってください。

なお、海外特別研究員－RRA に採用された場合、申請者登録名、申請時における所属・職、審査区分、研究課題名、派遣国名、受入研究機関名及び最終報告書等を本会のウェブサイト等において公表するほか、関係機関へ周知することがあります。

16. 採用終了後の調査への協力義務

我が国の学術の振興や海外特別研究員制度の充実等を図るため、海外特別研究員－RRA 採用経験者に対し、採用終了時及びその後の 10 年間程度まで、就職等の現況調査等を行います。本調査への協力を海外特別研究員－RRA 採用の条件とするので、ご承知ください。

なお、本調査実施に当たり、調査書類送付時に使用する最新の連絡先を把握する必要があるため、採用終了後に連絡先の住所・就職先等が変更になった場合は速やかに本会に届け出てください。

17. 研究者情報の researchmap への登録

researchmap（https://researchmap.jp/）は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が運営する日本の研究者情報データベースで、登録した業績情報の公開も可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業採用者は、積極的に researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

18. JSPS-Net への登録

JSPS Researchers Network（JSPS-Net）は、本会事業経験者を中心とする研究者向けソーシャル・ネットワーキング・サービスで、国境を越えて活躍する研究者等のネットワーク、研究者コミュニティの形成を支援します。

同じ研究分野の研究者に加えて、異なる研究分野の利用者同士、同じ地域で活躍する研究者同士、それぞれの活動に関心を持つ研究者や研究支援に携わる方々が JSPS-Net 上でコミュニティを形成し、ネットワーキングを行うことで、将来的な国際交流、国際共同研究への発展や、登録者 1 人 1 人が世界で活躍する一助となることを目指しています。

また、若手や外国人研究者を受け入れている研究者と受入先を探している若手研究者とをマッチングするサービスも提供しています。

本事業採用者は、JSPS-Net に登録くださるよう、御協力をお願いします。

https://www-jsps-net.jsps.go.jp/

19. 本募集に関する連絡先

独立行政法人日本学術振興会　人材育成企画課　海外特別研究員募集担当

電話：(03) 3263-0925 （ダイヤルイン）

Email：kaitoku-s@jsps.go.jp

受付時間：月曜～金曜日（祝日を除く）9：30～12：00 及び 13：00～17：00（日本時間）

（お問い合わせはメールでお願いいたします。電話の場合、即時に回答いたしかねる場合があります。）

海外特別研究員事業ウェブサイトURL　https://www.jsps.go.jp/j-ab/index.html

申請書作成要領、申請書（申請内容ファイル）等は、本事業ウェブサイトの「申請手続き」の「募集要項」よりダウンロードしてください。

なお、電子申請システムの操作等に関することは以下にお問い合わせください。

電子申請システム　コールセンター

電話：0120-556-739（フリーダイヤル）

受付時間：月曜～金曜日（祝日を除く）9：30～17：30（日本時間）

海外特別研究員、特別研究員－RPD（出産・育児による研究中断者への復帰支援フェローシップ）及び特別研究員－PDの令和9(2027)年度採用分についても募集を行っています。海外特別研究員、特別研究員－RPD及び特別研究員－PDは海外特別研究員－RRAとの併願も可能です（複数内定が出た場合は、採用はいずれか一つの資格になります。）。特別研究員－PDは本募集要項と異なり、申請受付期間が6月上旬ですのでご注意ください。詳細は、募集要項又は特別研究員事業ウェブサイトをご参照ください。

＜お知らせ＞

日本学術振興会では、男女共同参画推進の取組の一環として、特別研究員事業及び海外特別研究員事業の採用者を対象として、「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業」を実施しております。本事業では、女性研究者の妊娠中及び出産後の健康の確保のため、対象事業の採用者の出産に伴う採用中断期間中に支援助成金を措置することで、安心して研究者としてのキャリアを継続できるよう、女性研究者の出産時に「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援金」（以下「キャリア継続支援金」という。）を支給しています。

事業の詳細及び申請については、男女共同参画推進ウェブサイト「JSPS CHEERS!」の「JSPSの支援制度」（https://cheers.jsps.go.jp/support/）をご確認ください。

日本学術振興会は、研究とライフイベントの両立などすべての研究者の多様なキャリアを応援する研究者向けウェブサイト「JSPS CHEERS!」（チアーズ）を運営しています。今後、「JSPS CHEERS!」を通じて、研究とライフイベントの両立等に役立つ情報の発信を行ってて参りますので、是非ご活用ください。

「JSPS CHEERS!」　https://cheers.jsps.go.jp/

参考

（申請手続の概要）

＜機関申請者＞

①【申請機関】本会ホームページ「電子申請のご案内」の「申請機関の手続」(https://www-shinsei.jsps.go.jp/topyousei/kikan_top.html）から「日本学術振興会電子申請システム利用申請書（研究者養成事業用)」をダウンロードし、PDF にて電子メールで本会へ提出します（既に研究者養成事業用のＩＤ・パスワードを取得済の申請機関は引き続き使用できるため、再取得する必要はありません。)。

②【本会】申請機関にＩＤ・パスワードを発行し、電子メールで送付します。
※既に特別研究員事業にて申請機関のＩＤ・パスワードを取得済の申請機関で、現在登録されている担当者が海外特別研究員の申請の取りまとめを担当しない場合は、機関担当者メニューから新たに海外特別研究員担当者の登録を行ってください。海外特別研究員担当者には、海外特別研究員事業に限り、申請機関と同等の権限があります。申請の取りまとめを海外特別研究員担当者が行う場合は、以下「申請機関」を「海外特別研究員担当者」と読み替えてください。

③【申請者】申請機関へ申請者用ＩＤ・パスワードの発行依頼を行います。ＩＤ・パスワードは、特別研究員事業（PD・DC2・DC1・RPD）と共通して使用することが可能です。

④【申請機関】申請機関用ＩＤ・パスワードで電子申請システムにアクセスし、申請者用ＩＤ・パスワードを取得します。

⑤【申請者】申請機関※から申請者用ＩＤ・パスワードを受領します。

⑥【申請者】本会「海外特別研究員」ウェブサイト（https://www.jsps.go.jp/j-ab/index.html）の「申請手続き」の「募集要項」の「申請書等様式」から「申請内容ファイル」をダウンロードします（ＩＤ・パスワード不要)。

⑦【申請者】受領したＩＤ・パスワードで電子申請システムにアクセスし、画面に従い以下を行います。
・申請書情報（Web 入力項目）を入力
・海外における受入研究者へ受入意思確認書の作成を依頼
・評価書作成者へ評価書の作成を依頼
・⑥で作成した申請内容ファイルを登録
（注）⑦～⑨の手続は、3 月中旬に令和 9（2027）年度採用分の申請書新規作成画面が公開されてからとなります。

⑧【申請者】受入意思確認書及び評価書がともに提出済の状態になった後、申請書情報及び申請内容ファイルに不備がないか確認し、不備がなければ「確認完了・提出」操作を行い、申請機関※に申請書を提出（送信）します。併せて、証明書類を提出します。

⑨【申請機関】申請書の内容等に不備がないかを確認します。不備がない場合は申請書を承認し、本会に提出（送信）します。

⑩【申請機関】証明書類を本会へ紙媒体又は電子媒体にて提出します。
※印を付した申請機関担当者の業務の一部は、機関によっては部局担当者が行う場合もあります。

＜機関申請者の申請手続イメージ＞

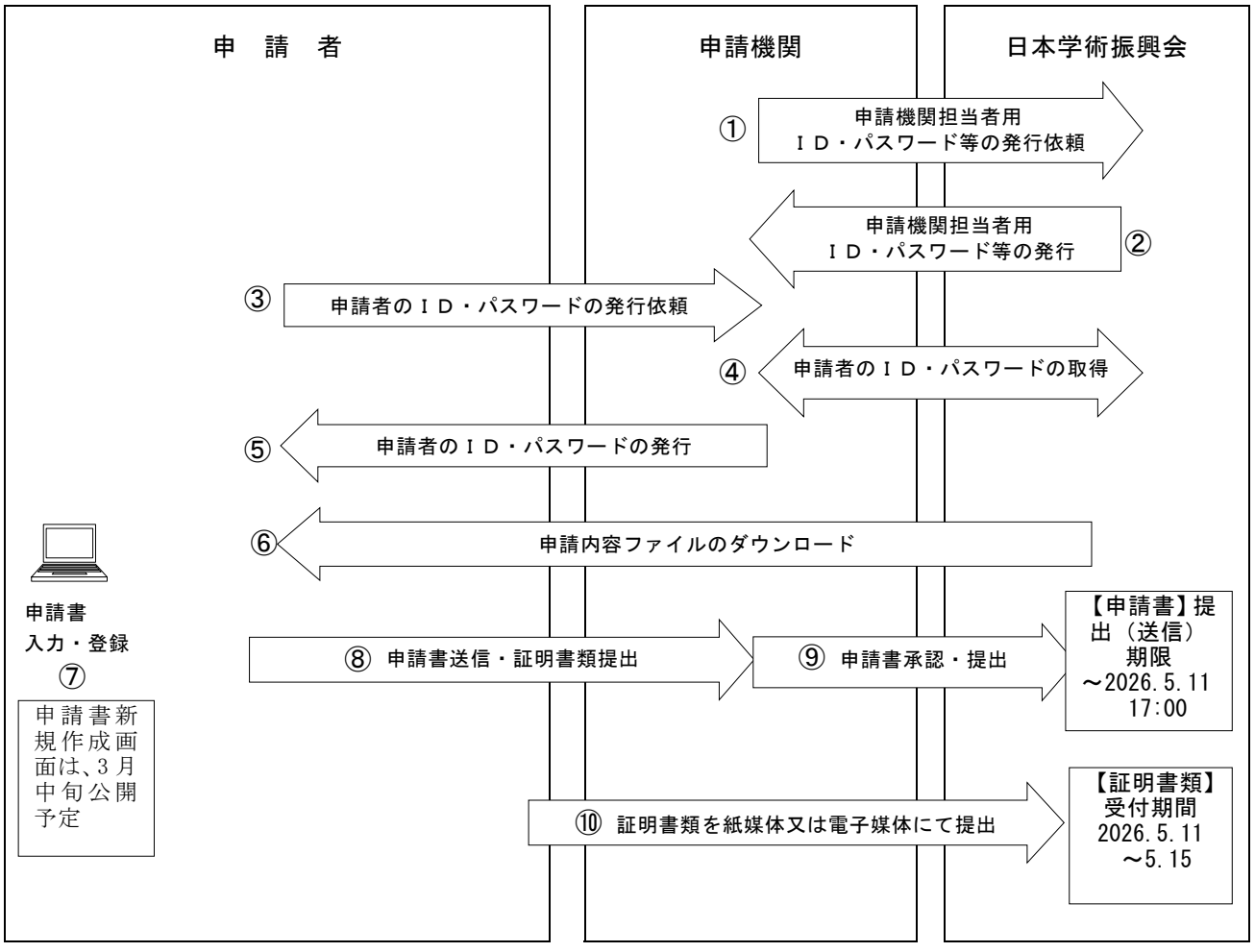

参考

（申請手続の概要）

＜個人申請者＞

①【申請者】本会「海外特別研究員」ウェブサイト（https://www.jsps.go.jp/j-ab/index.html）の「申請手続き」の「募集要項」の「申請書等様式」から「申請内容ファイル」をダウンロードします（ＩＤ・パスワード不要）。
②【申請者】電子申請システム（https://www-shinsei.jsps.go.jp/login.html）にアクセスし、個人申請用ＩＤ・パスワード取得をします。取得時に出力される「個人申請用ＩＤ・パスワード取得時登録内容確認書」は、大切に保管しておいてください。
（なお、海外特別研究員個人申請用として取得したＩＤ・パスワードは、本年度の海外特別研究員事業にのみ有効であり、翌年度以降の海外特別研究員事業及び全ての特別研究員事業（PD・DC2・DC1・RPD）への申請には使用できません。）
（注）②～④の手続は、3月中旬に令和9（2027）年度採用分の申請書新規作成画面が公開されてからとなります。
③【申請者】取得したＩＤ・パスワードで電子申請システムにアクセスし、画面に従い以下を行います。
・申請書情報（Web入力項目）を入力
・海外における受入研究者へ受入意思確認書の作成を依頼
・評価書作成者へ評価書の作成を依頼
・①で作成した申請内容ファイルの登録
④【申請者】受入意思確認書及び評価書がともに提出済の状態になった後、申請書情報及び申請内容ファイル申請書に不備がないか確認し、不備がなければ「確認完了・提出」操作を行い、申請書を提出（送信）します。
⑤【申請者】証明書類を本会へ紙媒体又は電子媒体にて提出します。

［注］
・ 個人申請者が、ID・パスワード取得時より所属状況等の「個人申請用ＩＤ・パスワード取得時登録内容確認書」の内容に変更が生じた場合は、改めてID・パスワードを取得する必要があります。
・個人申請者が、申請書の「確認完了・提出」操作を行ってから誤りが見つかった場合は、申請締切日までに「19．本募集に関する連絡先」へ連絡してください。
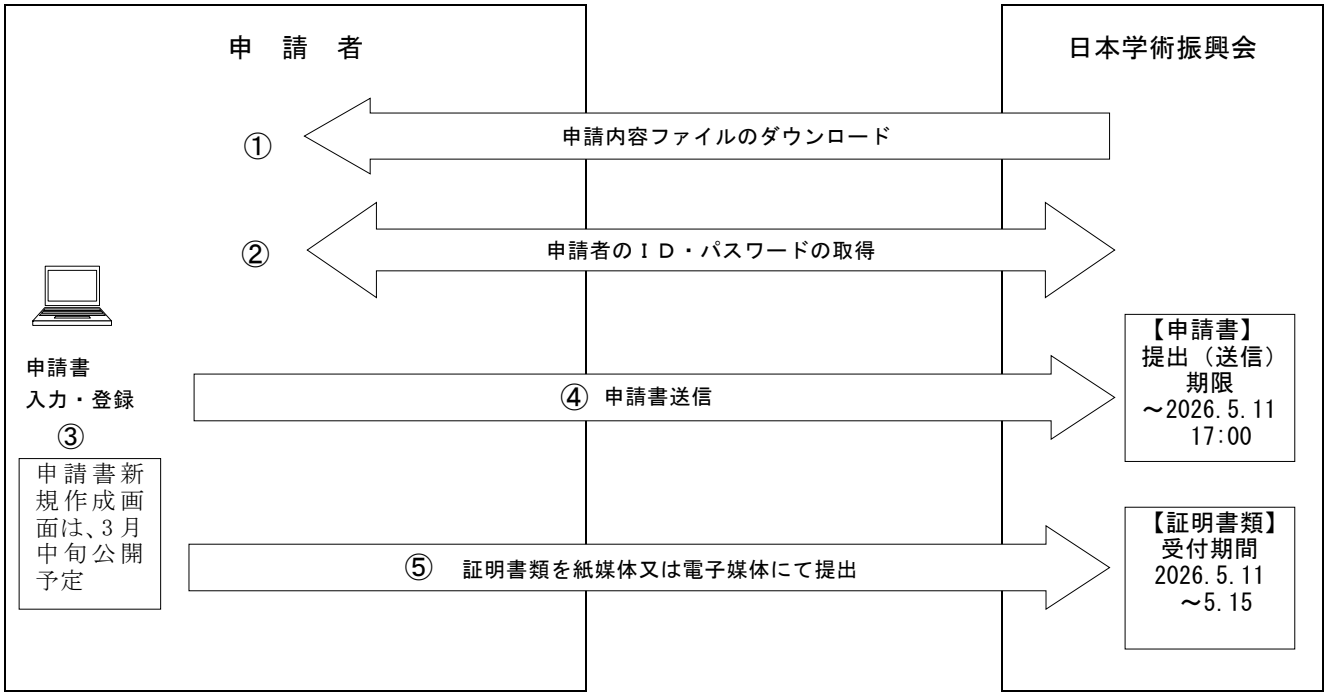
＜個人申請者の申請手続イメージ＞